

国自旅第305号の2

令和2年11月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



道路運送法第91条の2の規定による関係地方公共団体への通知について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴会におかれても、その趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。